明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（五七）　二
〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七四）　八
○クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（同七五）　八
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一八七）　九
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働一七八）　一〇
○保安林の指定をする件（農林水産一四五五～一四六四）　一〇
○保安林の指定を解除する件（同一四六五、一四六六）　一二
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一四六七～一四六九）　一二
○建築士法施行規則第十七条の十八の規定に基づき国土交通大臣が定める要件の一部を改正する件（国土交通八四一）　三
〔国会事項〕
内閣　三
〔人事異動〕
内閣　三
〔皇室事項〕
官庁事項　三
〔官庁報告〕
特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　三
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　三
最低賃金の改正決定に関する公示（栃木労働局最低賃金公示五、岡山同七、長崎同四、宮崎同二）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

（法律第五七号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行等、輸出事業計画の認定その他の措置を講ずることにより、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　農林水産物・食品輸出本部

(一)　農林水産省に、特別の機関として、農林水産物・食品輸出本部を置くこととした。（第三条関係）

(二)　本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務並びに農林水産物及び食品の輸出に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務をつかさどることとした。（第四条関係）

(三)　本部の長は、農林水産物・食品輸出本部長とし、農林水産大臣をもって充て、本部員は、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣等をもって充てることとした。（第六条及び第七条関係）

3　基本方針等

(一)　基本方針

本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針を定めることとした。（第一〇条関係）

(二)　国及び都道府県等の責務

(1)　国は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有するものとし、事業者が行う輸出のための取組に必要となる情報の提供等の援助を行うよう努めなければならないこととした。（第一一条関係）